こどもたちによる"平和なまち"絵画コンテスト2025 募集要項

1 概要

平和首長会議では、加盟都市における平和教育の更なる充実を図るため、全加盟都市の6歳以上15歳以下のこどもたちを対象に平和をテーマにした絵画コンテストを実施します。平和首長会議会長賞を受賞した作品は、平和教育の重要性についての認識を広めるため、平和首長会議のクリアファイルのデザインとして採用し、国連の会議など様々な場面で活用します。

2 対象者·部門

- (1) 対象者:加盟都市に通学又は居住している、<u>2025年11月1日(土)時点で6歳以上15</u>歳以下のこども
- (2) 部 門:「6歳~10歳の部」と「11歳~15歳の部」の2部門

3 テーマ

私にとっての平和

4 作品の規定

以下の規定を満たしていない作品は、審査等の対象外とします。

- 用紙は白色のB4 (257×364mm)、八つ切り画用紙又はA3 (297×420mm)のサイズであること
 ※ 平和首長会議会長賞を受賞した作品をクリアファイルに印刷する際、上下左右とも端から1cm
- ※ 平和自長会議会長員を受負した作品をクリアファイルに印刷する除、上下左右とも場から1cl 程度印刷できない可能性があります。端まで描く際はご注意ください。
- ・ 描画材料は自由とするが、絵画作品であること(写真やコンピューターグラフィックス等を使用した作品ではないこと)
- スキャンが可能な平面作品であること
- ・ 他のコンテストに出品していないこと(ただし、平和首長会議事務局に提出する作品を決定する ために加盟都市が開催するコンテストを除く。)
- ・ 個人で制作した作品であること (複数名での合作作品ではないこと)
- ・ 著作権(アニメキャラクターなど)、商標権、肖像権など第三者の権利を侵害しないものである こと
- ・ 赤十字の標章や、それに類する標章等が描かれていないこと
- ・応募は一人一点まで。

5 応募の流れ

(1) 応募者

作品に所定の応募用紙を添えて、通学又は居住している加盟都市に応募

- ※ 応募者が平和首長会議事務局に直接提出することはできません。
- (2) 加盟都市
 - ・ 募集期間を設定し、域内の学校等に本コンテストについて広報
 - ・ 応募作品の中から「6歳~10歳の部」と「11歳~15歳の部」の各部門において、テーマ 及び作品の規定を満たす<u>最大5作品</u>を決定し、平和首長会議事務局へ電子メールで提出 「提出物」
 - ① 加盟都市提出フォーム 所定のWordファイルに入力してください。

② 応募作品のスキャンデータ

300 d p i の解像度でのスキャンにより J P G ファイルに変換し、ファイル名を「作品番号_氏名」としてください(作品番号は加盟都市提出フォーム参照。)。

ファイル名例:1-1_平和太郎.jpg

③ 応募用紙のスキャンデータ

スキャンにより $JPGファイル又はPDFファイルに変換し、ファイル名を「作品番号」 氏名_応募用紙」としてください(作品番号は加盟都市提出参照。)。$

ファイル名例:1-1_平和太郎_応募用紙.jpg

6 実施スケジュール

- (1) 平和首長会議事務局への提出期限: 2025年10月31日(金)17時(必着)
- (2) 結果発表: 2025年12月上旬を予定(平和首長会議ホームページ上で公表) ※ 入賞作品が選定された加盟都市には、事前に通知します。
- (3) 賞状・記念品、奨励賞発送:2025年12月下旬を予定

7 表彰等

- (1) 「6歳~10歳の部」と「11歳~15歳の部」の各部門において、最優秀作品 1点、優秀作品 2点、入選作品 3点を選定するとともに、部門を問わず特別賞を選定することがあります。
- (2) 最優秀作品のいずれかを「平和首長会議会長賞」作品として選定します。
- (3) 入賞作品が選定された加盟都市に入賞者への賞状と記念品を発送します。さらに、平和首長会議会長賞作品が選定された加盟都市には、作品の画像のほか、作者の氏名、年齢、国・地域名、都市名を印刷したクリアファイル(入賞者・加盟都市各20枚)を発送します。
- (4) 入賞者への賞状と記念品の贈呈に当たっては、可能な限り市長等による表彰をお願いします。
- (5) 各加盟都市から事務局に提出された応募者全員に、奨励賞を電子データで送付しますので、各加盟都市より配布をお願いします。

8 留意事項

- (1) 平和首長会議事務局に提出された応募作品等の版権、使用権は平和首長会議事務局に帰属し、作者の承諾を得ることなく、公表、発表、展示、印刷、頒布する権利を有するものとします。
- (2) 加盟都市は、受け付けた応募作品の展示会を開催するに当たり、平和首長会議事務局の許可を得る必要はありません。ただし、展示会終了後、展示会の概要と写真を提出いただくようお願いします。
- (3) 他の加盟都市が受け付けた応募作品(入賞作品等)を展示する場合や、加盟都市における展示会以外の目的で応募作品を使用する場合は、平和首長会議事務局の許可を得た上で「平和首長会議提供」等のクレジット表記が必要です。
- (4) 入賞作品については、平和首長会議のホームページ等で作品の画像のほか、作者の氏名、年齢、国・地域名、都市名、作品に込めた平和への思いなどを公表します。
- (5) 結果発表まで原画の保存をお願いします。

問合せ・加盟都市による提出先

公益財団法人 広島平和文化センター 国際部 平和首長会議・国際政策課 運営係 植田 TEL: (082) 242-7821 FAX: (082) 242-7452

E-mail: mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp